

平成21年第3回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

開会期日 平成21年9月16日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	吉田盛彦
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	池口公二	12番	井潤治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	小倉久義	総務政策課長	和田幸太郎
総務政策課 企画員	家高英宏	総務政策課 企画員	浦勝明
総務政策課 企画員	山本敏章	住民生活課長	廣井哲也
住民生活課 企画員	菅谷雄二	住民生活課 企画員	平田隆文
住民生活課 企画員	福田睦巳	住民生活課 企画員	福田稔
税務課長	和田精之	税務課企画員	深見芳治

産業建設課長	脇田英男	産業建設課員 企画員	堀悦明
産業建設課員 企画員	宮本正明	産業建設課員 企画員	植本亮
上下水道課長	木村勝彦	上下水道課員 企画員	菅根清
上下水道課員 企画員	植本敏雄	教育委員会 総務課長	笠松眞年
教育委員会 生涯学習課長	山崎一光		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 59 号 上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 60 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 61 号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 62 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 63 号 上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 64 号 平成 21 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 65 号 平成 21 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 66 号 平成 21 年度上富田町特別会計老人保健補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 67 号 平成 21 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 68 号 平成 21 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 69 号 工事請負契約の締結について（平成 21 年度 第 3 号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築 1 工区）工事）
- 日程第 12 議案第 70 号 工事請負契約の締結について（平成 21 年度 第 4 号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築 2 工区）工事）
- 日程第 13 意見書第 3 号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書
- 日程第 14 議員派遣の件について
- 日程第 15 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

開 会 午前 9 時 3 0 分

議長（吉田盛彦）

皆さん、おはようございます。

本日もご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 21 年第 3 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 議案第 59 号～日程第 10 議案第 68 号

議長（吉田盛彦）

この際、日程第 1 議案第 59 号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件から日程第 10 議案第 68 号、平成 21 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）の件まで 10 件を一括議題とします。

日程第 1 議案第 59 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 議案第 59 号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第60号

議長(吉田盛彦)

日程第2 議案第60号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第61号

議長（吉田盛彦）

日程第3 議案第61号、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長（吉田盛彦）

7番、奥田君。

7番（奥田 誠）

これ、総務委員会でちょっと聞いたのですが、就業時間の方が15分短縮で、今5時半なのですが、5時15分までという形で組合の方でも話をするということだったので、逆に町民の意向で5時半まであけてもらっている方がいいというような意見もあるかと思うのですが、時間帯で、休憩時間を15分入れて5時半までするというような、そういう方策はどのようなお考えがあるのでしょうか。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

7番、奥田議員さんのご質問にお答えいたします。

15分の短縮でございますけども、付近町村、1回調べてみたのです。

今、田辺市につきましては、今の市議会、9月の定例議会に上程されており、15分短縮ということで、その終了時間については5時半を5時15分に15分短縮するというところでございます。で、白浜町についても同じように5時半を5時15分に短縮すると。すさみ町につきましては、もう既に3月の定例会で上程され、施行されておりました、5時15分としてございます。で、県につきましては、3月の県議会の定例会で上程し、15分の休憩時間を入れて、終了時間を5時45分、現行どおりという形でございます。

したがって、上富田町としましては、付近町村と足並みをそろえて5時15分終了というふうに考えてございます。住民への周知につきましては町広報紙とかチラシとかホームページ、それから、庁舎の玄関前等で周知したいと思っております。

職員組合の意向につきましては、執務終了時間を5時15分の短縮ということで、合

意を得てございます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑はありませんか。

9番、榎本君。

9番（榎本 敏）

それによりまして、15分短縮ということで、例えばその分の、仕事を余分にした分の手当とかいう分の計算はどのようになるのですか。

議長（吉田盛彦）

総務政策課長、和田君。

総務政策課長（和田幸太郎）

榎本議員さんのご質問にお答えします。

超過勤務手当につきましては、現行8時間を基準としてその割り増し賃金で計算してございまして、今回7時間45分という形になりますので若干の変更はございます。

ただ、5時15分から、執務終了時間ということで、15分から7時間45分の割り増し賃金で計算するという形でございます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

9番、榎本君。

9番（榎本 敏）

この条例改正はどの議会にも恐らく出ておることであろう人事院の勧告であろうと思いますから、そのことに対してどうこう言うわけでないのですが、それによりまして1週間の超過勤務手当どうこうということが、前回、いろいろ、給料体制、国家公務員なりいろいろ地方議会議員の給料体制零コンマ何ぼか見直しがあったということですけど、そのこととこのことの、超過勤務手当が増える、増えないということのそれはどのようにお考えですか。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

まず何点か答弁させていただきます。

以前に夜間7時まで延長に窓口をあけたときがあるのです。そのときにお客さんの利用がどの程度あったかと言うたら、ほんないというのが実情なのです。

今回も5時15分にすることによって町民の皆さんにどのような影響があるかということ考えたのですが、さほど影響ないなということです。

ただ、冬の期間は別ですけど、何年か前まで7時やったという経過がありますので、もう一度、22年度でそういうことをやって、お客さんの意向というのを一遍調査させていただきたいと思います。

で、15分間短縮することによって、職員がその分労働時間が短くなる、その分勤務時間、要するに残業が増えるのかということになってくるのですが、そのことは周知徹底して、残業手当を増やさないような格好の中で職員には指導するようにしますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第61号、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号

議長（吉田盛彦）

日程第4 議案第62号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第62号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号

議長（吉田盛彦）

日程第5 議案第63号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第63号、上富田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号

議長(吉田盛彦)

日程第6 議案第64号、平成21年度上富田町一般会計補正予算(第4号)の件について質疑を行います。

この件につきましては、ページごとに行います。

まず、歳出の12ページから。12ページ、13ページでお願いします。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

14ページ、15ページ。

(「なし」の声あり)

議長（吉田盛彦）

16ページ、17ページ。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

18ページ。

9番、榎本君。

9番（榎本 敏）

18ページ、社会教育総務費の中の、負担金、補助及び交付金の200万、市ノ瀬コスモス園花まつり補助金でございますが、これまたどのような花まつりをするのですか、200万お金をかけて。

議長（吉田盛彦）

教育委員会生涯学習課長、山崎君。

教育委員会生涯学習課長（山崎一光）

榎本議員の質問にお答えいたします。

コスモス園花まつり補助金につきましては、長寿社会づくりソフト事業交付金という財団法人地域社会振興財団の補助金でございます。地域のにぎわい、活性化等の活動に補助が出るようになってございます。

いろんな活動をする団体への補助金ということでございまして、申請をしたところ、コスモス園花まつりということで認可をいただいた補助金でございます。したがって、今年も計画しておりますコスモス園花まつり、それから原材料費等に使用する予定でございます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

山崎君、具体的な内容はどんなのか、ちょっと。

具体的な内容って言わなんだ。

（発言する者あり）

生涯学習課長（山崎一光）

現在も、今年も計画しております市ノ瀬の花まつりですけども、それを対象ということで申請をしております。それに対する補助金でございます。先ほど申し上げましたように、原材料費と活動費等に使用する予定でございます。

議長（吉田盛彦）

9番、榎本君。

9番（榎本 敏）

お金の出所、歳入はわかっておるわけで、補助金ということですけど、そのコスモスの花まつりということで、ここにはさわやか上富田協働事業で補助金が100万ということで出ておると思うのですが、それプラス200万でいろんなことをやるのか。それとも、また今回あそこができて、今年のコスモス、大変できがいいんですけど、あそこが今回は20年を迎えるか25年を迎えるかそんなことで、何か特別な花まつりをやるのかということをやっと、ですけど。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

若干、私の考え方を説明させていただきます。

協働事業とかいろんな事業をしゃるんですけど、要するに、言葉は悪いんですけど、補助申請していただけるものはただけということをおっしゃいます。

次の項でドリームベースの補助金も100万円いただくのです。これも協働事業であったのです。で、最終的に、その事業をほかの補助金をもらってすることによって、ほかの事業の、言ったら町単独の支出が少なくなるというような格好で努力せよと言っています。

これだけをとらまえたらそういう格好になりますけど、私の考えとしては、補助金申請を優先的にせよ、その中で町単独事業を少なくなるように努力してほしいよということをお職員に申し上げてある関係上、こういうふうになっております。

コスモスの事業につきましては、協働事業と調整する中でさせていただくということでご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

それでは、歳入に入ります。

歳入、9ページからお願いします。

9ページ。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

10ページ、11ページ。

11番、池口君。

11番（池口公二）

10ページの総務費県補助金の、二級河川・準用河川等内水面環境整備事業費150万。これ、なぜ聞くかと言うたら、悪いという意味じゃないのです。これ、ウナギですべて止められておるわけです。これが実際、その1つの結果が出なったら、これはもう立木も切れないというような形になると思うのです。それから、県の災害もさわれない。いろんな形で波及してくると思うのですよね。

このあたりというのは本当に、僕、こんなに予算で聞くの、また、この前も聞いていますけども、どうも腑に落ちんです、その辺が、考え方が。

だから、例えばこういう中で、文化庁はどういう認識を持っておるのかというのが一番思うのです。県も恐らく逃げ腰やと思うのです。その中で、この予算を例えば執行するのに、ほんまに執行できるのかできんのかという判断をせないかん時期も来るかと思うのですよ。そのあたりはどのような認識を持っているのか。文化庁にそのあたりをもっと強力に理解を求めよう形を取っていくのかいかないか。非常に、執行していくのに対して非常に、いろんな形で危惧してございます。そのあたりをどうかちょっとひとつ答弁をお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

もう、11番、池口議員の言われるとおりです。

極端な例を言いましたら、オオウナギの生息地に関することについては、河川管理者である県も方針を持っていないし、地方自治体も方針を持っていないということが実情なのです。そういう中で、文化庁は、やはり県なり市町村がどういうふうにとってあるかということの、要するに考え方を示してほしいということになってきております。この中でも、立木を伐採させてほしいよということになりましたら、二級河川であるので、やはり県としてどういうふうに指導するかということの方針が出てくると思うのです。

ただ、言われるように、今はもうまるっきりないような状況なのです。町は率先して木を切りますよ、県の文化遺産課へもこういう格好で申請しますよという協議をしております。

できましたら、今日、明確な答えはできないのですが、こういう一段一段進む中で、この生息に関する県なり市町村の指導の方法について出てくると思うのです。できましたらそういう推移を見ていただけますよう、よろしく申し上げます。

ただ、最近言われるのは、生馬橋の下流に柳の木があって、佐用町みたいな格好になったときどうすんなということを言われていますので、そういうことも強く県の方へ申し上げまして、早い機会に取るということで努力はさせていただきます。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

11番、池口君。

11番（池口公二）

今の町長の答弁はそれでよろしいかと思うのですが、1点、ちょっと気になるのが、準用河川ありますね、支川。支川で恐らく、確か今年、馬川と岡川かな、県で浚渫、入札終わってあったと思うのです。そのあたりも影響してくるのか、してこないのかというあたりも気になるのです。

それともう1点は、この要するにオオウナギの調査を今回やりましたけど、過去、そしてこれから未来にさかのぼって10年間はしなくてもいいのか、毎年せないかんのか。そのあたりが全然ちょっと見えてこないの、そのあたりもひとつちょっと調べて、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

1点、立木の伐採について、5年間という期間、長い期間を固めて富田川治水組合で浚渫するという事で県と協議したらしいのです。ところが、これはもうあかんのと違うかと言われたのです。要するに短期間の申請で、区域を切って申請せよということらしいのです。これからのことにつきましては、やはり短期間でどういうふうにするかとか、事業費的にそういうものを検討させていただきたいのと、中小河川につきましては、そのものは指定されていないのですが、やはり影響の度合いから言うたらクレームがつく恐れがありますので、そこらのところも研究はさせていただきます。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。

（「歳入全体で」との声あり）

議長（吉田盛彦）

いや、まだ全体行っていないのですけど。

歳入は9、10、11ページ。

11ページ、ないですね。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

全体でお願いします。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

もう恐らく計算されているであろうと思いますが、この補正(第4号)を消化するにあたりまして、全体で消費税はどれだけになりますか。また、普通交付税の減額は全体でどうなりますか。国庫負担金の減額についても説明を願いたいと思います。

議長(吉田盛彦)

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員(浦 勝明)

12番、井濶議員さんのご質問にお答えします。

まず、第1点でございますが、第4号補正後の理論上の消費税につきましては、6,721万9,000円になるものと思われま。

2点目の地方交付税につきましては、平成21年度の普通交付税が確定しております。その金額が14億5,467万7,000円でございます。2000年、平成12年との比較におきますと、普通交付税は5億2,426万円の減少となっております。

それと、国庫補助金等の影響でございますが、8,500万円程度になるかと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長(吉田盛彦)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

議案第64号、補正(第4号)に反対いたします。

普通でしたら、この補正だけで考えるのが常識的にはそうなのですが、あくまでもこの第1条に書かれておりますように、この議案そのものは全体の会計の合計であります。よりまして、私がいつも申し上げておりますとおり、まず、この会計が影響を

受けております三位一体の改革だとかあるいは消費税の云々の問題で、消費税では6,721万9,000円、普通交付税では平成12年、2000年に比べてマイナスの約5億3,000万、それから負担金については8,500万の減となっております。

もしこれらが充当されていたら、新政権でどうなるかわかりませんが、これらが平成12年に戻されたら、かなりな政治的なお金が配分ができるのじゃないか。そういう意味で1つは反対いたします。

補正の中身につきましては、非常に生活に密着した点がありますので、これは非常に結構なことだということで賛意を表したいのですが、あくまでもそういう影響のある会計であるということと、それからもう1つは、いつも当初予算で言っていますとおり、長の政治姿勢は、今の政治のあり方そのものについては非常に批判を持っておられるわけですが、態度として示さないという点があります。この点を含めて、反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号、平成21年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第7 議案第65号

議長（吉田盛彦）

日程第7 議案第65号、平成21年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算

(第1号)の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「全体ですか」の声あり)

議長(吉田盛彦)

全体で行きます。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

1つだけ。また計算されておられると思うのですが、国民健康保険会計も国庫負担が削られている状況があります。で、この会計、第1号を補正することによるところのこの会計まで、どれほどの国庫負担金が削られることになるか。減額の状況というのをご説明願いたいと思います。

議長(吉田盛彦)

住民生活課企画員、福田君。

住民生活課企画員(福田 稔)

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

直接今の補正には関係ありませんが、療養給付費国庫負担金比較表、21年度でございます。昭和56年度療養給付費国庫負担金、3億1,791万9,999円、21年度療養給付費国庫負担金、1億9,345万287円でございます、差額1億2,446万9,712円になります。

議長(吉田盛彦)

ちょっと、数字言うときはゆっくり言ってください。

住民生活課企画員(福田 稔)

はい、もう一度言います。

昭和56年度の療養給付費の国庫負担金は、3億1,791万9,999円でございます、計算しましたら。

21年度療養給付費国庫負担金につきましては、1億9,345万287円になります。

これによりまして差額は1億2,446万9,712円となりますので、よろしくお願いいいたします。

以上でございます。

議長(吉田盛彦)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番(井濶 治)

議案第65号、平成21年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)に反対いたします。

反対の理由は、国庫負担金の減であります。まさに1億2,446万9,712円マイナスであるということは、その分だけあればかなり国民健康保険税が安くなると。あるいはまた、未収金が減るであろうと思います。

町長はいつも言われておりますように、上富田町におきましてはもうそれこそ百円単位の基金しか残らないという状況があります。そのもとの大もとの原因はここにあると私ども考えております。非常に苦しい会計の中でのやりくりは大変でしょうけれども、そういう影響を受けた会計ということで、反対をいたします。

議長(吉田盛彦)

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第65号、平成21年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(吉田盛彦)

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第 8 議案第 6 6 号

議長（吉田盛彦）

日程第 8 議案第 6 6 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計老人保健補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 6 6 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計老人保健補正予算（第 1 号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 7 号

議長（吉田盛彦）

日程第 9 議案第 6 7 号、平成 2 1 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

7ページの償還金です。

この償還金が811万2,000円あるわけですが、これ、上から順番に、簡単でよろしいから説明をお願いします。

議長（吉田盛彦）

住民生活課企画員、菅谷君。

住民生活課企画員（菅谷雄二）

12番、井濶議員さんの質問にお答えいたします。

まず、7ページの一番上にあります20年度の介護給付費、これと3つ目の給付費の県返還金、5つ目の基金返還金、これにつきましては、介護保険の保険給付、介護サービスの提供をすることによって給付いただける国庫、県費、基金の返還金でございます。

続きまして、2番、4番、6番の地域支援事業の基金の返還金につきましては、包括支援事業で行っています地域支援事業の政策に伴います返還金でございます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

今のぐらいは僕もわかるのです。私もわかるのです。ただ、このお金をなぜ返還しなきゃならないかということについて、もう少しだけ詳しくちょっとご説明願いたいと思います。

議長（吉田盛彦）

何で返還しなきゃいけないか。

12番（井濶 治）

そうそう。なぜこれだけのお金を返還に至るのかということについての説明が、今はなっていないので。

議長（吉田盛彦）

住民生活課企画員、菅谷君。

住民生活課企画員（菅谷雄二）

12番、井濶議員さんの方にお答えいたします。

20年度、昨年度、国庫、県費、基金の補助金につきましては、昨年の12月までの段階で、4月以降概算で給付費の需要の部分を概算計算いたしまして、1年分、大体12カ月でこれだけ要るなということで申請をしておりました。3月で精査しましたとこ

る、給付費の支払いが精算の部分で落ち込みましたので、概算でいただいていた部分が大きくもらっておりましたので、その分の返還金になります。

以上です。

議長（吉田盛彦）

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

それはわかるのです。だから、こんなに説明したらどうですか。例えば、20年度、一番上のやつですよ。その求めた給付費のお金はこれだけで、で、結果的にはこうなったので、その差額の380万というのは返さんなんよになったと。それは何件あってどうこうだというような説明の仕方をしてください。それを言うてるのです、私は。計算してあるのやから、これ、ちゃんと。

議長（吉田盛彦）

暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時24分

議長（吉田盛彦）

再開します。

答弁を願います。

住民生活課企画員、菅谷君。

住民生活課企画員（菅谷雄二）

すみません、大変貴重なお時間をいただきまして恐れ入ります。

12番、井潤議員さんのご質問にお答えいたします。

返還金の内容ですが、給付金の明細の部分で、先ほどお話ししましたように介護サービスの給付金の部分で、まず、国の補助金といたしまして給付費の総計でございます。概算で請求いたしました部分で8億8,761万9,540円。すみません、今の部分の実績です。8億8,761万9,540円が実績でございます。で、概算申請いたしておりました部分につきまして、9億2,662万円。国費の部分で、実績で給付費の総合件数といたしまして1万6,668件の給付の実績がございます。補助金といたしまして、国費補助率が20%といたしまして1億5,971万8,629円、これが実績でございます。概算といたしまして受けておりましたものが、1億6,356万4,

000円でございます。差額といたしまして、384万6,000円の返還になってきます。

続きまして、県費の方でございます。実績といたしまして、1億2,875万7,720円の精算になります。概算として支給を受けておりましたものが、1億3,038万5,000円。差額といたしまして、162万8,000円の返還になります。補助率といたしましては12.5%になります。

支払い基金の方です。補助率が31%です。実績として2億7,516万2,057円、概算として受けておりました国費につきまして、2億7,729万2,000円、差額といたしまして213万円の返還という形になります。

あと、地域支援事業につきましては、人件費並びに消耗品の部分になりますので。

よろしく願いいたします。失礼いたしました。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第67号、平成21年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 68 号

議長（吉田盛彦）

日程第 10 議案第 68 号、平成 21 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 68 号、平成 21 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 69 号～日程第 12 議案第 70 号

議長（吉田盛彦）

日程第 11 議案第 69 号、工事請負契約の締結について（平成 21 年度 第 3 号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築 1 工区）工事）及び日程第 12 議案第 70 号、

工事請負契約の締結について（平成21年度 第4号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築2工区）工事）2件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

産業建設課長、脇田君。

産業建設課長（脇田英男）

私の方から議案第69号、議案第70号についてご説明させていただきます。

議案第69号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成21年度 第3号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築1工区）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1．契約の目的 平成21年度 第3号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築1工区）工事。

2．契約の方法 指名競争入札による契約。

3．契約金額 5,103万円。

4．契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567-1、株式会社後工務店、代表取締役 後 雅雄。

平成21年9月16日提出、上富田町長小出隆道。

議案70号、よろしく申し上げます。

議案第70号、工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成21年度 第4号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築2工区）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1．契約の目的 平成21年度 第4号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築2工区）工事。

2．契約の方法 指名競争入札による。

3．契約金額 5,061万円。

4．契約の相手方 和歌山県西牟婁郡上富田町生馬567-1、株式会社後工務店、代表取締役後 雅雄。

平成21年9月16日提出、上富田町長小出隆道。

それでは、議案69号、議案70号の建築概要等を説明させていただきます。

この中島住宅15戸のうち、ファミリー型12戸、少人数型3戸を、岡小学校から約200メートル下流側に移転する工事で、敷地面積につきましては1,900平米の約570坪余りでございます。

工事の発注方法は、4工区に分割し、工種ごとに分離発注を行いました。

今回上程させていただきました建築1工区、2工区とも、木造2階建て1棟5戸の住宅で、延べ床面積413平米の1棟当たり3DKで、1階約51平米、2階31平米、トータル82平米、約25坪の建築工事でございます。

今後、この1棟5戸を入居者の希望により、2戸連と3戸連の分離計画を考えてございますので、後日のまた議会で精査等を行い報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、この3工区、4工区につきましては、議会事項の対象外となっております。

入札につきましては、去る9月8日に、町内に事務所を有する建築特定業者6社により入札を行っております。

指名業者につきましては、株式会社後工務店、株式会社平建設、株式会社堀組、清水工務店、株式会社イワコー上富田支店、株式会社西峰工務店上富田営業所で、議案69号の1工区、議案70号の2工区ともに株式会社後工務店が落札しました。

また、別添参考資料のとおり9月9日付で仮契約を締結しておりますが、仮契約書の最後の条項に、議会の議決があったとき、この契約書は同一条項により本契約を締結したとするものとなっております。

どうかご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第69号

議長（吉田盛彦）

日程第11 議案第69号、工事請負契約の締結について（平成21年度 第3号 公営住宅建設事業 中島住宅移転（建築1工区）工事）の件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第69号、工事請負契約の締結について(平成21年度 第3号 公営住宅建設事業 中島住宅移転(建築1工区)工事)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第70号

議長(吉田盛彦)

日程第12 議案第70号、工事請負契約の締結について(平成21年度 第4号 公営住宅建設事業 中島住宅移転(建築2工区)工事)の件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第70号、工事請負契約の締結について(平成21年度 第4号 公営住宅建設事業 中島住宅移転(建築2工区)工事)の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 意見書第3号

議長(吉田盛彦)

日程第13 意見書第3号、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(福田 誠)

朗読いたします。

意見書第3号、平成21年9月16日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

提出者、上富田町議会議員、木村政子。

賛成者、同じく上富田町議会議員、沖田公子、畑山 豊、三浦耕一、井潤 治。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書(案)。

上記の意見書(案)を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

議長(吉田盛彦)

提案理由の説明を求めます。

2番、木村政子君。

2番(木村政子)

まず、意見書(案)を朗読いたします。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書(案)。

あらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった「女性差別撤廃条約（以下本条約）」が1985年に批准されて以来、4半世紀近くを経た現在も、女性に対する差別は今なお社会、結婚、地域、雇用等に根深く存在しています。

本条約の実効性を高めるため、個人通報制度と国連女性差別撤廃委員会（以下委員会）の調査制度を定めた「女性差別撤廃条約選択議定書（以下選択議定書）」は、1999年の国連総会で採択され、2000年12月に発効。現在までに世界で97カ国が批准しています。

2003年夏、委員会は、日本政府に対して「選択議定書により提供される制度は、司法の独立性を強化し、女性に対する差別への理解を進める上において司法を補助するものであると強く確信している」と批准を「勧告」しています。

日本国は、昨秋以降の未曾有の経済・金融危機の中、妊娠・出産を理由にした不利益な扱いや、育児休業などを理由にした女性の解雇などが急増していることから、妊娠中の女性に特別の保護を与えることを定めている本条約の徹底が緊急の課題となっており、地方議会も、こうしたことへの取り組みをせまられています。

一方、政府は、男女共同参画社会基本法の理念の実現を「21世紀の最重要課題」と位置づけています。「選択議定書」についても、男女共同参画審議会答申において「男女共同参画の視点から積極的な対応を図っていく必要がある」と明記され、批准へ積極的姿勢を示しています。

こうした現状に則し、日本国における女性差別撤廃の取り組みの強化を促す選択議定書の批准を、早急に実施するよう求める声が各地から上がっています。本条約が真の実効性を持ち、男女の人権がともに保障される男女平等社会の実現を促進するためにも、選択議定書の批准が求められています。

したがって、本町議会は国会及び政府に対し、選択議定書採択10年の節目にあたる本年こそ、選択議定書を批准するよう、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

少し補充させていただきます。

日本が選択議定書を批准すれば、日本国民の誰もが女性差別撤廃条約に違反するような差別に遭遇したとき、国連女性差別撤廃委員会に直接訴えることが可能となります。条約を批准していても、選択議定書を批准していなければ訴えることができないわけです。この点で、選択議定書の批准というのが非常に大きな意味がございます。

今までは、女性団体やNGOを中心に運動が進められていましたが、政府に届くほどの声にはなっていなかったため、政府に批准を決意させるためには各議会からの意見が上がるということが非常に重要であると思います。

この意見書についてご賛同いただいた後は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、少子化対策・男女共同参画担当大臣あてに提出を予定しておりますが、ご存知のように、本日の特別国会において新しい内閣総理大臣ができると思われまますので、議長さんをお願いして今後の状況等により最も適切な時期に意見書を提出していただきたく、何とぞよろしく願いいたします。

以上、ご賛同よろしく願いいたします。

以上です。

議長（吉田盛彦）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、木本君。

10番（木本眞次）

ちょっと提案者にご質問させていただきますけども、上から2行目の「4半世紀近くを経た現在も、女性に対する差別は今なお社会、結婚、地域、雇用等に根深く存在しています」ということは、これは、日本のことを書いているのか、世界的なことを書いているのかのご質問です。

もう1点、そのずっと下の方に「現在までに世界で97カ国が批准しています」となっているのですが、この中で先進国が何カ国ぐらい入っているのか。その点わかれば教えていただきたいと思います。

議長（吉田盛彦）

2番、木村君。

2番（木村政子）

お答えいたします。

女性差別の問題というのは、私たち女性は毎日の生活の中で、今、自分の身近にまだまだあるというふうに認識をしております。したがって、この根深く存在しているというのは日本の国の実情でございます。

それから、先進国の中で批准ができていないのは日本とアメリカの2カ国でございます。

以上。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第3号、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の件について採決をします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議員派遣の件について

議長（吉田盛彦）

日程第14 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定により別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

日程第 15 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について
議長（吉田盛彦）

日程第 15 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を
議題とします。

申し出書を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

平成 21 年 9 月 16 日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

総務教育常任委員会委員長畑山 豊。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は所管事項のうち下記事項について閉会中の継続調査を要するものと決定し
たので、会議規則第 75 条の規定により申し出します。

記

1. 調査事項。

1) 条例改正等について、2) 防災・消防関係について、3) 防災行政無線について、
4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合
計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、10) 企業
誘致について、11) 大型共同作業場について、12) 情報公開制度について、13) 個人
情報保護制度について、14) 地籍調査事業について、15) 住宅新築資金、宅地
取得資金について、16) 税務関係について、17) 教育活動の推進について、18) 学
校教育施設について、19) 社会教育施設について、20) 生涯学習（教育目標）の
推進について、21) 上富田スポーツセンターについて、22) 上富田文化会館につい
て。

2. 目的、所管事務調査です。

3. 方法及び期間、委員会審査、期間は、次期定例会までとなっています。

なお、会議規則第 65 条の規定による委員会招集通知書及び第 74 条の規定による派
遣承認要求書は、後日、提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長大石哲雄。

1. 調査事項。

1) 町建設事業の推進について、2) 町道台帳（町道網の整備）について、3) 国、
県公共土木事業の推進について、4) 都市計画について、5) 農林水産業について、

6) 土地改良事業について、7) 下排水路、用排水路について、8) 災害復旧事業について、9) 治山事業について、10) 町営住宅について、11) 砂利採取砕石事業について、12) 宅地造成事業について、13) 水対策について、14) 水道事業について、15) 下水道事業について、16) 農業集落排水事業について、17) 共同污水处理施設事業について、18) 合併浄化槽について、19) 福祉関係について、20) 保育所関係について、21) 環境衛生について、22) 保健衛生について、23) 介護保険について、24) 医療保険について。

高速道路対策特別委員会委員長奥田 誠。

1. 調査事項。

1) 高速道路について。

議会広報特別委員会委員長井澗 治。

1. 調査事項。

1) 議会広報について。

議会運営委員会委員長榎本 敏。

1. 調査事項。

1) 議会の運営に関する事項、2) 会議規則、委員会条例に関する事項、3) 議長の諮問に関する事項。

以上です。

議長(吉田盛彦)

ただいま朗読しましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

平成21年第3回町議会定例会を閉会するにあたり、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に上程しました33議案のうち、平成20年度決算認定につきましては、特別委員会を設置して審議をお願いすることになっています。木村委員長始め委員各位にはお忙しいことと存じますが、審査のほどよろしくお願い申し上げます。

残りの17件につきましては、ご承認を賜りましてありがとうございます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成20年度の状況を報告していますが、年々財政は硬直化しております。このことを踏まえまして、次年度より議員各位のご理解とご協力を得ながら、より一層の行政改革を進める必要があります。ご理解をいただけるようお願いいたします。

また、22年度の予算編成作業に入りますが、政権の変更で現状を見る中で対応するように指示したいと思っております。

次に、第4次総合計画の策定作業の説明も兼ねて、町政報告会を9月24日、下鮎川地区より行います。日程は広報でお知らせしていますので、議員各位も出席をいただけたら幸いかと存じております。

なお、常任委員会で説明しました総合計画審議会委員さんにつきましては、説明した役職で配付した委員名簿のとおり承諾をいただきましたので、報告を申し上げたいと思っております。10月の初めに第1回目の審議会を開会する予定でございます。

新型インフルエンザのことですけれども、県の方で高雄中学校から集団感染して学年閉鎖するというお話をいただいています。ただ、休憩中のことですが、町内の保育所の園児が新型インフルエンザの判定をされました。濃厚接触者もあるようでございます。いろんな事情を見たときに、行事の中で感染が拡大しているということで、対策委員会で行事をどういうふうにするかとか、また費用の問題も出てきます。できましたら事前に報告して対応しますので、ご了解をいただけるようお願いしたいと思っております。

最後になりますが、第4回12月議会までは、10月10日にはNHKの公開番組「民謡をたずねて」、10月はスポーツの祭典等スポーツ行事、戦没者慰霊祭、11月は健康福祉と文化のまつり、近畿高校駅伝大会、名球会、12月に入りますと南紀おやじバンドコンテスト等の行事があります。ご協力と参加をお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

閉 会

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件の議事は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもちまして閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成21年第3回上富田町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

閉会 午前10時53分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 吉田 盛彦

議事録署名議員 木本 眞次

議事録署名議員 山本 明生